

お客様 各位

空知信用金庫

各種預金規定等改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和2年4月1日（水）より、下記のとおり各種規定を改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

1. 対象となる預金規定

- ・一般当座勘定規定
- ・当座勘定規定(専用約束手形口用)
- ・普通預金、貯蓄預金共通規定
- ・総合口座取引規定
- ・納税準備預金規定
- ・通知預金規定
- ・定期預金共通規定
- ・期日指定定期預金規定
- ・自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
- ・自由金利型定期預金規定(大口定期預金)
- ・変動金利定期預金規定
- ・定期積金規定
- ・財形期日指定定期預金規定
- ・財形年金預金規定
- ・財形住宅預金規定
- ・そらちしんきんカード規定
- ・法人キャッシュカード規定
- ・デビットカード取引規定
- ・夜間預金金庫規定
- ・貸金庫規定
- ・カード式貸金庫規定
- ・保護預かり規定
- ・振込規定

2. 主な改定内容

以下の条項を新設・追加・変更いたします。

定期預金共通規定、財形期日指定定期預金規定の「預金の解約、書替継続」条項へ下線部の追加

(預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) ～ (6) 省略

財形年金預金規定、財形住宅預金規定の「預金の解約」条項へ下線部の追加

(預金の解約)

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) 前項により、当金庫がやむを得ないと認め、第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

(3) ～ (5) 省略

期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)、自由金利型定期預金規定(大口定期預金)、変動金利定期預金規定の「利息」条項へ下線部の追加

(利息)

(1) ～ (2) 省略

(3) ^{*1}この預金を定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第5項により解約する場合には、～ (以下省略)

(4) 省略

※1：期日指定定期預金規定の自動継続型は、(5)、自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)の自動継続型および自由金利型定期預金規定(大口定期預金)の自動継続型は(4)となります。

財形期日指定定期預金規定、財形年金預金規定、財形住宅預金規定の「利息」条項へ下線部の追加

(利息)

(1)～(2) 省略

(3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第6項^{※1}の規定により解約する場合、
～ (以下省略)

※1：財形年金預金規定、財形住宅預金規定は、第4項となります。

一般当座勘定規定、当座勘定規定(専用約束手形口用)、普通預金・貯蓄預金共通規定、総合口座取引規定、納税準備預金規定、通知預金規定、定期預金共通規定、定期積金規定、財形期日指定定期預金規定、財形年金預金規定、財形住宅預金規定の「成年後見人等の届出」条項へ下線部の追加

(成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)～(5) 省略

期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)、自由金利型定期預金規定(大口定期預金)、変動金利定期預金規定へ「規定の適用」条項の新設

(規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

デビットカード取引規定の「デビットカード取引契約等」条項へ下線部を追加・変更

(デビットカード取引契約等)

(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下、「デビットカード取引契約」といいます)が成立するものとします。

(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。

② 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者(以下本条において「譲受人」と総称します。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引にかかる抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

定期預金共通規定、定期積金規定、通知預金規定、財形期日指定定期預金規定、財形年金預金規定、財形住宅預金規定、そらちしんきんカード規定、法人キャッシュカード規定、デビットカード取引規定、振込規定、夜間預金金庫規定、貸金庫規定、カード式貸金庫規定、保護預かり規定へ「規定の変更等」条項を新設

(規定の変更等)

当金庫は、本規定に記載の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。

変更日以降は変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。